

別添1 リネン類の賃貸借業務仕様

受注者は、以下のとおり本賃貸借業務を行うこと。

1 リネン類の納品期限

平成28年8月22日までに発注者の指定する場所に「別添2 リネン類内訳書及び基準仕様書」に掲げるリネン類を納品すること。

また、新病院では開院に先立って内覧会等の開催が想定されるため、発注者から要請があった場合は、特定諸室の納品時期について臨機応変な対応を行うこと。

2 リネン類の供給

(1) 本仕様書に定める項目に従い、「別添2 リネン類内訳書及び基準仕様書」に掲げるリネン類を病院へ継続して供給すること。

(2) リネン類の仕様及び概算借上見込み数量は、「別添2 リネン類内訳書及び基準仕様書」のとおりとするが、発注者が増減を必要とする場合には使用日の7日前までに受注者に通知し、受注者はこれに応じること。

また、不足を生じないための予備数を病院と協議の上、病院内に常備すること。

(3) リネン類の規格・寸法は、「別添2 リネン類内訳書及び基準仕様書」を基本とした同等規格品とする。

また、色・柄等の詳細は業者決定後、発注者と協議をすることとする。

3 リネン類の洗濯、補修、交換

(1) 「別添2 リネン類内訳書及び基準仕様書」に基づき定期交換（洗濯、補修）を適切に行い、清潔かつ衛生的なものを常に供給すること。

(2) 自然劣化による汚損の程度が甚だしく、再使用に耐えないと発注者が判断したもののについては、両者協議の上、新品と交換して供給すること。

(3) 患者用寝具類の洗濯に当たっては、平成5年2月15日指第14号 各都道府県衛生主管部(局)長宛 厚生省健康政策局指導課長通知の「第八 患者等の寝具類の洗濯業務について」及び同通知の添付資料1に定める「病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準」に従うこと。

(4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第7項までに規定する感染症の病原体に汚染されているもの又はその恐れのあるものを感染性洗濯物とし、適切に処理（エチレンオキシドガス滅菌消毒以上による消毒等）を行うこと。

4 リネン類の搬入出

(1) 検査衣、健診衣、患者用寝具類及び患者用タオル類

ア 発注者の指定する日時に1階清潔リネン室へ清潔リネン類を納品する。ただし、病棟、手術部門及び化学療法室で利用するものに関しては各部署の所定の場所に納品すること。

イ 清潔リネン類の納品の際に1階不潔リネン室から使用済リネン類を搬出すること。ただし、病棟、手術部門及び化学療法室で利用したものに関しては各部署の所定の場所から搬出すること。

ウ 清潔リネン類及び使用済リネン類は、週2回以上の頻度で搬入出を行うこと。
なお、リネン類の搬入出の場所及び搬入出スケジュールの詳細は、業者決定後に別途発注者と協議するものとする。

エ リネン類の回収及び搬入出等に使用する回収容器及び搬送用具等については、受注者が準備するものとする。

(2) 職員用手術着

ア 受注者は、発注者の指定する日時に4階手術部門へ清潔な職員用手術着を納品すること。ただし、2階内視鏡部門及び放射線部門で使用するものは、各々部門内の所定の場所に納品すること。

イ 受注者は、4階手術部門、2階内視鏡部門及び放射線部門より使用済の職員用手術着を搬出すること。

ウ 清潔な職員用手術着及び使用済の職員用手術着は、週2回以上の頻度で搬入出を行うこと。

なお、リネン類の搬入出の場所及び搬入出スケジュールの詳細は、業者決定後に別途発注者と協議するものとする。

エ 使用済みの職員用手術着の回収及び搬入出等に使用する回収容器及び搬送用具等については、受注者が準備するものとする。